

## 第9回パーソナルデータに関する検討会 議事要旨

日 時：平成26年5月20日（火）17:30～20:00

場 所：中央合同庁舎第4号館 12階 1208会議室

出席者：宇賀座長、伊藤委員、金丸委員、佐藤委員、宍戸委員、新保委員、鈴木委員、滝委員、長田委員、松岡委員、椋田委員、森委員、山本委員

参考人：一般社団法人新経済連盟

参考人：一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

参考人：アジアインターネット日本連盟

参考人：一般社団法人インターネット広告推進協議会

参考人：規制改革会議 創業・IT等WG 事務局

特定個人情報保護委員会

消費者庁 消費者制度課

山本 IT政策担当大臣

総務省 総合通信基盤局 消費者行政課

経済産業省 商務情報政策局 情報経済課

内閣官房 IT総合戦略室 遠藤政府CIO、向井副政府CIO、二宮参事官、吉川参事官、瓜生参事官、濱島参事官、村上企画官、神成CIO補佐官、楠政府CIO補佐官、満塩政府CIO補佐官

1. 開会
2. 山本 IT政策担当大臣あいさつ
3. データ活用団体へのヒアリング等について
4. 技術検討WGからの中間報告
5. 定義と個人情報取扱事業者等の義務等の論点について
6. 閉会

### [資料]

【資料1-1】 パーソナルデータに関する検討会での議論に対する意見  
(参考人(新経済連盟)提出資料)

【資料1-2】 パーソナルデータに関する検討会における個人情報保護法改正に関するMCF意見(参考人(一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム)提出資料)

【資料1-3】 パーソナルデータ検討会へのご提案(参考人(アジアインターネット日本連盟)提出資料)

【資料1-4】 インターネット広告におけるユーザー情報の取り扱いに関するガイドラ

インの改定と行動ターゲティング広告の「インフォメーションアイコンプログラム」の取り組みについて（参考人（一般社団法人インターネット広告推進協議会）提出資料）

【資料 1 - 5】 パーソナルデータに関する意見（規制改革会議 創業・IT等WG提出資料）

【資料 2 - 1】 「（仮称）準個人情報」及び「（仮称）個人特定性低減データ」に関する技術的観点からの考察について（中間報告）【概要版】（佐藤委員提出資料）

【資料 2 - 2】 「（仮称）準個人情報」及び「（仮称）個人特定性低減データ」に関する技術的観点からの考察について（中間報告）【詳細版】（佐藤委員提出資料）

【資料 3】 個人情報の保護と利活用のバランスに係る考え方  
～医療分野の個人情報を例に～

【資料 4】 民間による個人情報保護の取組

【資料 5】 紛争解決方法・罰則等の在り方について

（参考資料 1） 個人情報の保護に関する法律

（参考資料 2） 第8回パーソナルデータに関する検討会 議事要旨

## 1. 開会

[事務局より、パーソナルデータに関する検討会開催についての宣言あり]

## 2. 山本IT政策担当大臣あいさつ

(山本IT政策担当大臣)

本日も、宇賀座長を始め委員の皆さんに、お忙しいところお集まりいただきまして誠に感謝申し上げます。また、今日もほとんどの委員の方々に御出席をいただいております、担当大臣として感謝を申し上げます。

IT総合戦略本部におけるパーソナルデータの検討会は、私がIT政策担当大臣に任命をされて、このIT利活用の拡大ということをいろいろと議論した際に、ぜひIT総合戦略本部のもとにパーソナルデータの検討会を設けてほしいと、担当大臣である私の強い要望で立ち上げていただいた。

以来、学識経験者の方々、法曹界の方々、経済関係の方々、消費者団体の関係者の皆様に、大変濃密な議論を重ねていただき、今日で9回目ということになった。

パーソナルデータに関する検討会は、パーソナルデータをどうやって扱っていくか、どうやってルールをきちんと決めて、活用を促進していくかということで、個人情報というものをしっかり保護しつつも、いかにこのパーソナルデータを活用して、経済活性化に結びつけられるか、これをいかに産業競争力の強化に結びつけていけるかということが基本哲学である。

そうしたことを踏まえて、皆様から闊達な御議論をいただいたことに重ねて感謝を申し上げます。

今日は経済界の皆さん、現場でまさにいろいろと考えながらパーソナルデータの利活用に携わっている方々の御意見も伺えるということ、それから規制改革会議の方からもいろいろと御提言、さまざまなアドバイスもいただけるということで、大変ありがたく思っている。

ただ、担当大臣として、今日は一言だけ申し上げておきたい。パーソナルデータの問題は、大変難しい問題であり、座長を初め、委員の皆様にも、闊達に議論をしていただいている。もともと経済産業省、総務省でそれぞれ議論をしていた問題であるが、なかなか関係省庁に跨るため難しいということで、私の強い要望もあり、この内閣官房で引き取らせていただき、議論をさせていただいた。

9回開催しており、私ももちろん全部参加できたわけではないが、1回ごとに事務局の方から大変細かく報告を受けている。6回目からは、2時間半ずつずっとやってきたということで、1つだけこれは規制改革会議の皆さんや、あるいは経済界の方々にもわかっていただきたいと思うが、元々なかなかまとめるのが難しい問題を、IT総合戦略本部のスタ

ップ、政府CIOも含めて、相当、連日汗をかいてもらい、毎回、私のところに報告に来てもらい、委員の皆さんに協力をいただき、2時間半ずつ議論をやってきたから、ようやく政策大綱をまとめるという流れができて、これを踏まえて、法律改正に進むのかということをしかりと検討していただくわけである。ここでの濃密な皆さんの議論があったからこそここまで進んできた。これまでの議論があってここまで来たということは、規制改革会議の皆さんにも、それから経済界の方々にもそこは御理解を私はいただきたいと考えている。

そもそも私は、ITの技術的などころについては、もちろん専門家の皆さんの議論にお任せをしたいと思うが、世の中が大きく変わって、今までは、個人情報としてしっかり保護されている部分が、幾つかのいろいろな技術を積み重ねると、どうも今までと違う扱いになってしまう。そういうグレーのところを、どう扱うかというルールをきちんとしていかないと、なかなか経済界の方々も逡巡してそこに踏み込めないのではないかとこのころが最初の起点になっている。そのためには、きちんとパーソナルデータの保護も含めて、法体系を作った方が良く、いろいろな意見があると思うが、そういう考え方で進めてきていただいたと思っている。そのためには、総論賛成ではなくて、例えば、法律を作る、ルールをきちんと作るということであれば、一つ一つの問題を個別に議論していくしか、前には進めないということで、皆さんに2時間半ずつここで議論していただいて、ここまで来たということである。これはIT総合戦略本部を統括する大臣として、本当に事務局が汗をかいて、皆さんの議論一つ一つについて、2時間半議論させていただき、何度も会議をやってここまで何とかやってきたということは、ぜひ皆さんにはわかっていただきたいと思っている。

これから政策大綱をまとめるまでに、3回なのか、4回なのか、また座長の手腕にお願いするしかないが、あと何回議論することになるか分からないが、当初の目的であるパーソナルデータ、個人情報は保護が必要である。しかし、ビックデータを活かして、日本の産業競争力に結びつけていくというところの趣旨に沿って、ぜひともいい大綱をまとめていただければと思う。そのためにもう一回繰り返すが、今日現場でまさにこの問題に直面している経済界の方々の御意見を聞けるのは大変うれしいと思っているし、今日の皆さんのお話も、これからの議論にももちろん反映させていただけると知っている。どういう方向に行っても、批判されるので、それを覚悟してIT総合戦略本部で、このままだったら前に進まないということで引き受けたと、このことだけは今日申し上げておきたい。

今日もいつものとおり、前回も随分時間が超過され、皆さんお忙しいところやっていたが、今日も濃密に闊達な御議論をいただければ大変ありがたいと思う。

### 3. データ活用団体からのヒアリング等について、技術検討WGからの中間報告

(宇賀座長)

それでは、議事次第に従い、議題の(3)(4)、この2つは非常に密接に関係する議論か

と思うので、あわせて進めさせていただきたい。

まず、議題の(3)については、前回の委員からの御指摘を受け、データ活用団体のヒアリングの機会を設けさせていただき、参考人として新経済連盟、一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム(MFC)、アジアインターネット日本連盟(AICJ)、一般社団法人インターネット広告推進協議会(JIAA)にお越しいただいた。また、規制改革会議創業・IT等ワーキンググループから意見書も出ている。

[資料1-1について、参考人：一般社団法人新経済連盟より説明]

[資料1-2について、参考人：一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラムより説明]

[資料1-3について、参考人：アジアインターネット日本連盟より説明]

[資料1-4について、参考人：一般社団法人インターネット広告推進協議会より説明]

[資料1-5について、参考人：規制改革会議 創業・IT等WG 事務局より説明]

[資料2-1、資料2-1について、佐藤委員より説明]

(宇賀座長)

それでは、これからただいま参考人の方からいただいた御意見及び技術検討ワーキンググループからいただいた御説明に関し、御意見、御質問等があればご発言頂きたい。

(森委員)

私は、利活用の各団体さんからの御説明があったことについて、意見を1つ、質問を1つ申し上げたいと思う。

まず、意見について、資料1-2の別紙資料の最初のポツのところ、このゼロサム、ポジティブサムの御説明があり、2番目の段落である。これらの概念は、消費者と事業者との対立構造として捉えられることが多いが、パーソナルデータの利活用は、利用者にとっても利便性の向上、経済的なメリットを享受するものであり、ゼロサムで捉えるのではなく、双方の概念をポジティブに積み上げていく思考プロセスが求められているということなのだが、これだと、プライバシーのかわりに、利便性とか経済的なメリットを享受させるということなので、これは一般的なポジティブサムではないのではないかと私は思う。

そういうことではなくて、利活用はする。しかし、プライバシーは守ると。プライバシーのかわりにこれをあげますということではなく、プライバシーはプライバシーで守るそういう考え方がポジティブサムとして紹介されているのではないかとというのが私の理解である。

これは、言葉のことで細かいことを言うではないかと思われるかもしれないが、今は保護側と利活用側でのコミュニケーションは非常に重要なことだと思うので、これを意見として申し上げる。

もう一つ、MCFさんとAICJさんに質問がある。中で共同規制、自主規制ということの御紹

介をいただいている。制度見直し方針でも、マルチステークホルダーということが提唱されており、これを是非どこかでやろうということなのかと考える。今、このように淡々と法改正のプロセスが進んでいると、そのまま余りマルチステークホルダーでなく行ってしまおうという恐れがある。他方で、では共同規制に全部切りかえて、今、ここでいろいろ実態的なルールを検討していることを全部やめて共同規制にするかということ、そうはいかないであろう。

つまり先ほど、技術検討WGで準個人情報はこちらか、個人特定性低減データの提供はこちらかあったが、それを全部スクラッチにして、各業界団体でルールを考えていただいて、その違反について、第三者機関が法執行するというようなことでどうだろうかと言われても、それはなかなかではそうしましようというわけにはいかないのではないかなと思う。

したがって、その自主規制なり、共同規制なりをどのように今の改正作業に具体的に入れていくのかというのは、結構重要な課題なのではないかなと思うが、もし何か御意見があれば、いただきたいと思う。

(一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム)

1つは御指摘いただいた点は、森委員がおっしゃるような概念で捉えている。

これは特に提案したい項目を記述したためであり言葉の言い回し上の問題かと考える。ゼロサムかポジティブサムかという概念に関しては、委員がおっしゃるとおりで理解をしている。

一方で、共同規制のスキームであるが、具体的なスキームとして既にアメリカ、EUの中でも実際に動いている。動きの早い状況の中では、法律だけで事前に全てを規定するというのは、なかなか難しいのではないかなと思っている。

一方で、日本においても、既に共同規制スキームというものがさまざま動いているので、後ほどの事務局資料にもあるとおり、そういった先行したモデルを参考に取組んでいければいいのではないかなと思っている。

それと、現在、個人情報のところ、識別性に余りにも偏り過ぎた議論が進んでいるのではないかなと思っている。

個人情報に関しては、識別性以外に、属性としてどういったものであるか、プライバシーの軽重といった点も重要であると考え。実際に民間の中では、重要な情報に関しては、よりセキュリティーを高めるといった状況もあるので、識別性だけで法制度を作っていくということに対しては、実態にも合わないし、プライバシー保護という方向からしても、逆行することになるのではということをお慮している。

(アジアインターネット日本連盟)

例えば匿名化の方法や、技術検討WGの中で、長く議論していただいても、なかなか結論

が出ない部分などについては、民間の知見を生かしていただきたいと考えている。そう  
いう中で、民間と官との間の役割分担というものをこれも協議によって決めていき  
たいと考えている。

(森委員)

ただ、MCFさんに申し上げるが、今の個人情報保護法は、共同規制スキームではない  
ので、それを改正すると、違うものになってしまうので、それがどうかというのが  
私の趣旨である。

あと、識別性にだけ注目していて、その情報の機微性みたいなことに注目して  
いないという御指摘であるが、それは現行法もそうなので、それはその新しい  
仕組みをつくるべきだという御提案として承るが、現行法でも機微性は問題に  
していない。

(佐藤委員)

AICJさんの提案書の11ページに準個人情報に関する御提言をいただいている  
が、一部誤解があるようなので、AICJさん、多分、御理解いただいて書いて  
いらっしゃると思う。準個人情報に関しては、個人特定性低減データにしない  
と第三者提供ができないと巷で言われているようだが、我々の考えている  
ことは、準個人情報に関しても、例えばメールアドレスのようなものに関し  
ては、それを使って個人に対しての到達性があるというか、同意をとる手  
段というものがある。そうした情報、例えばウェブのCookieのような情報  
に関しても、個人をターゲットにしてその広告を出せるということは、その  
個人に対してオプトアウトの手段で提供できるという点で、ある種の同意  
をとることができるものだと考えている。

それともう一つ、これも準個人情報に係るある種の誤解なのだと思うが、  
個人情報と準個人情報がかくついている場合、基本的には個人情報として扱  
う。そう考えていくと、多くの準個人情報というのは、個人情報、個人を  
特定できるような情報とくっついていることが多い。そうすれば、それ  
を使って個人を特定して、同意をとることができるということになる。

なので、そういうものでどんどん抜いていくと、準個人情報だけしかなくて、  
その個人に同意をとれないデータというのは、実は余りないのではないかと  
考えている。どういうものがそれに相当するかというと、例えばクレジット  
カードであったり、指紋であったり、DNAであったり、そういうものが  
想定される。そういうデータもどんどん同意をとればもちろんいいのだが、  
同意なしで第三者提供していいのかというのは、これは我々議論すること  
ではないが、個人的には違和感がある。準個人情報に関しては、一部誤解  
があるので、補足の説明をさせていただいた。

(鈴木委員)

御意見をお伺いし、私個人はかなり説得力がある御意見が多かったなと思っている。

大綱に向かっているわけで、一応合意事項の確認をしたいと思う。第三者機関の創設に関しては、多分、皆さん権限のあり方については、今後、精査が必要ではあれ、主務大臣制ではなく、第三者機関を創設して、個人情報保護法を移管するということの方向性は、私は本日の意見を聞いて、ほぼ一致しているのかと思った。

明示的には御意見をいただけなかったが、やはり、第三者機関を創設して、やはり執行協力体制、特に米国、それからやがては欧州との執行協力体制の構築の必要性もやはり越境データ問題解決をして、外貨を稼いでいくという経済成長に向かうのであれば、そこら辺の整備の交渉等に第三者機関に働いてもらうという方向性も、多分、一致しているのではないかなと思っている。

それから、準個人情報については、多分、保護すべきパーソナルデータとは何か、特定個人の識別情報という現行法から多分はみ出している部分で、保護すべきところはどこかという問題意識で始まった。議論のための中間的概念だと認識しているが、(仮称)準個人情報、要するにはみ出す部分は、何なのかと言うか、むしろ米国の保護対象より日本がやや縮んでいるか、米国の保護対象と並ぶための部分で捨てるべきところはないかという考え方なのではないかなと思っている。

もし違ったら、また後で御意見いただければと思うが、法体系はもとより異なるから、せめて対象情報は揃えていこうという発想は、ある種方向性が一致しているのではないかなと。

例えば、今回もフレームワークを大きく作り、骨格は法制度で作り、先ほど、技術検討WGから出てきた準個人情報なるもののさまざまな識別子のような類のものについて、何をもち保護対象に入れていくべきかということは、まさにマルチステークホルダー、共同規制という方法で、非常に柔軟性、迅速性のあるというか、第三者機関規則あたりで、まさにマルチステークホルダー、共同規制の仕組みを法定するところで、自主規制尊重型で、順次何をに入れていくかということを考えていくということは歩み寄れる部分ではないか。ただし、その場合には、やはり自主規制だけでは十分ではないことは、JIAAさんの自主規制の課題である22ページにまさに書かれており、協議会内外の事業者がガイドライン履行を徹底できるか、自主規制である限り、自主規制を破る事業者がいた場合に、破ったほうが市場を席卷するというものではまずいので、やはりここは最低限法の担保を入れていくという発想はあってもいいだろう。自主規制主導ながら、例えばFTC方向のようなものを入れるなどの工夫があってもいいのではないかなと思った。

何よりここで細かい立法の話は後日の話だろうと思うが、何を保護するか、保護法益の明確化、哲学の明確化をまさに法律でフレームワークを作るというところ、以上の点は大体歩み寄れるのではないかなと思ってお伺いした。

(新経済連盟)



準個人情報に関し、佐藤委員と鈴木委員の方からそれぞれコメントがあったので、コメントさせていただく。個人情報にひっつかない形、準個人情報というのはなかなかないのではないかというお話もあったが、例えば、資料1-1の6ページの下に、POSのデータで個人が特定されないような形でデータを蓄積するような形もあると思うし、その他、いろいろな簡易的なものであっても、その個人本人が特定しないような形で会員管理というものもたくさんあると思うので、必ずしも個人情報とひっつかない形でその準個人情報と言われているものが存在し得るのではないかなと思っている。

もう一点、鈴木委員からの御発言で、例えば米国と保護すべきデータを一致させるという方向についての言及があった。鈴木委員もおっしゃられているように、法の建て付けがかなり違うので、必ずしもその保護対象が同一だということと同じようなレベルの保護の状態になるかという、必ずしもそうは言えないのではないかとも思う。そのあたりは、法の仕組み、規律の内容の仕組みと合わせて対象がどうあるべきかというのは、十分議論していただいたほうがいいかなと思っている。

(佐藤委員)

POSデータに関しては、何らかその個人を特定するような特徴がなければ、我々は準個人情報ではないと思っている。

(新経済連盟)

今のに関連して質問をしようかどうか迷っていたが、移動履歴と購買履歴の関係について、例えば特定のコンビニの店舗でいついつ何を買ったというものについては、購買履歴に加えて、その場所と時間のデータが入るが、その場合は、移動履歴と同じような形での扱いになるというような認識の御議論か。

(佐藤委員)

そのとおり。それについては、報告書にも書いてある。

(新保委員)

技術検討WGの中間報告は、非常に精緻な報告書で、大変な作業であったことが伺われる。個人特定性低減データについて報告書を拝見して確認できることは、技術的な課題にとどまらず、従来から積み残しになっている制度的な枠組みについての課題、とりわけ提供者と受領者における関係を含めて、制度的な枠組みにおける課題を精査した上で、技術的な課題について検討すべきであるという点である。

つまり、いずれの関係も、両方がお互いに精査した課題を検討した結果、最終的な結論に導くことができるという状況にあることから、現状では、どちらも最終的な結論に至るまでの議論には至っていないという状況がある。この問題について、今回、国内における

議論として、これだけ精緻な議論がされている一方で、私も従来から国外における議論はいろいろと確認をしてきたが、国外における議論について、従来、例えば匿名の問題についても、あくまで無名、仮名といった枠組みでの議論にとどまっており、このような精緻な議論はなされていないと考えている。

この報告書を拝見してわかることは、複合的、多面的、構造的に検討すべき事項が非常に多く、複雑であるということに改めて認識できたという点である。そうすると、準個人情報及び個人特定性低減データについての技術検討WGにおける今回の検討を踏まえ、個人情報保護の問題を考える上で、我が国における今後の立ち位置として、個人情報の定義及びいわゆる匿名データの活用については、これまでの議論によってイニシアチブをとることができる段階に来ていると思う。国際的な対応という観点からすると、これだけの検討を行ったという結果そのものが非常に重要なレベルに達している。

今後、これまでの検討に基づいて、どのような定義を行うのか、どのような法文とするのかということについて、本日はその部分については議論をしないということであるが、このレベルに達しているということの評価すべき段階にあると国際的にも考えられる。

ただ、今後、このようにいわゆるイニシアチブをとれる状況に至っているということは、ある意味で出る杭が打たれてしまうという問題もある。この問題については、出る杭が打たれて倒れないように、国際的な現在の検討状況も踏まえた上で、今後の方向性を見極める必要があると思っている。

(棕田委員)

1点、佐藤委員のご説明の12ページの下から2行目に、何らかの事案が生じた場合、調査等に必要となる最小限の情報を事前に把握しておく必要があると書かれている。今回、第三者機関が非常に強力な権限を持つにもかかわらず、なぜ事前にこういった情報を把握しておく必要があるのか、なぜ事後ではいけないのか、そこについて御説明いただきたい。

(佐藤委員)

第三者機関が個々の事例に関して監視をしてくれれば別であるが、現実問題として、個人特定性低減データとして加工されると、第三者機関で事業者さんが提出されたとしても、どう本当に実際のデータが加工されたのかどうかというのは、恐らくその立入検査でもしないとわからない。

もう一つは、受領者側の方に、個人を特定してはいけませんという何らかの規律をかけたとしても、本当にその個人を特定していないのかがわかるのかという問題がある。

我々の立場に関して言うと、正直言うと内部利用に関しては、恐らく監視できないと見ている。第三者機関はもちろん頑張っていて、それぞれ全部張りついてやれば別であるが、その辺にいったら、多分、リソースの問題、権限の問題があるので、我々は提供先のほうに関しては、最初にちょっと強目にデータを加工しておくということにする。受領先の方に

は強目に加工して、受領先の方の問題を解決して、あと御指摘の点は、その提供先のほうが出す情報に関して言うと、やはり第三者提供のかわりということを見ると、まず、同意による第三者提供に相当する情報というのは、やはり押さえておくべきだと思っている。

それと、この個人特定性低減データの仕組みでは、いわゆる二次提供というものを想定しています。

つまり、受領者がまた別の受領者に提供するというケースがあるので、何か問題があったときのことの考えると、トレースできるだけの情報を持っていないと、その情報が流れていく下流側というか、小川のほうで問題が起きた時に、多分、收拾がつかなくなってくるのではないかとということで、トレースできるだけの情報というものを求めているというのが実情である。

(棕田委員)

いずれにせよ、何らかの事案が生じない限り、情報の必要性が生じない以上、本当に事前に提出しておく必要があるのかどうかということと、ここに書かれている情報が、場合によっては営業秘密に該当する可能性があり、当局に提出することは企業の秘密管理上様々な問題を生じうる。また、事前に届け出た内容が、一部であっても、公表されることが企業にとって許容し得ることなのかどうかということについては、十分慎重にご検討をいただきたい。

(佐藤委員)

そのところは、ちょっと私の範囲外であるが、第三者機関に提供するというのと、世の中に公開するという情報というものを少し切り分けて考えたほうがよろしいのではないかと思う。

(棕田委員)

この点についてはかなりいろいろな企業から、強い懸念の声が出ているため、くれぐれも慎重にご検討いただきたい。それからもう一つ、個人特定性低減データについて、政令である程度加工の仕方を定めるとある。これとは別に、随時の求めに応じて、事業者の特定性低減方法を個別に評価するような機能、これをぜひ第三者機関に明示的に備えていただくことで、政令に書いていないから一切できないということではないような形にしていきたいと思っている。

(宇賀座長)

それでは、参考人の方からのヒアリング及び技術検討WGからの御説明に関する議論はここまでにさせていただきたく。参考人の皆様方には、大変御多忙なところ、本日は感謝申し上げます。

## 5. 定義と個人情報取扱事業者等の義務等の論点について

[資料3について、事務局より説明]

(宇賀座長) それでは、この問題について、御意見、御質問等があれば、なるべく簡潔に御発言をいただきたい。

(新保委員)

医療分野についても、非常に多くの課題がある一方で、おおむね現行の個人情報の取り扱い、パーソナルデータに関する議論と同様の議論ということである。しかし、現行の議論とは異なる問題として、故人情報保護の問題、この故人情報というのは、亡くなった人の故人という、故人情報保護の問題がある。

故人情報保護、つまり物故者の個人情報保護の問題は、今後、議論が必要になる問題であると考えられる。

現在でも、亡くなった人の情報については、故人のプライバシーそれから名誉の保護等の関係において、個人情報が適正に取り扱われる必要があるということに鑑み、ガイドライン等によって自主規制で適正に取り扱うことを求めているという状況がある。そのため、死者の情報も法的にこれを保護の対象として拡大すべきか、ということについて、3つの観点から現時点では拡大すべきではないと意見を述べさせていただきたい。まず、生存する個人を前提にした手続を死者に拡大するという点については、これは法的に亡くなった人に本人同意を求めるということも現実的ではないし、不可能な手続を求めるということになるので、現実に実施できない手続を定めるべきではないという点である。

2点目は、例えば非実在高齢者の問題というものがあつたが、個人情報保護の名のもとに、本来取り扱われるべき情報が取り扱われなかったという問題もあるので、そのように必要な情報の取り扱いが制限されるべきではないという点である。

3点目は、プライバシー保護との関係で、プライバシーについては、一身専属的な利益、つまり、その人が生きている間、保護される保護法益があるというものがこのプライバシーという利益である。つまり、一身専属的な利益であるこのプライバシーについて、死者の情報にまで拡大するという点については、死者の名誉などが保護されているが、法的に保護される利益を拡大するという点については、従来の判例に基づく保護範囲、それから既存の法令の手続に及ぼす影響も大きいと考えるので、死者の情報については、現行どおり、遺族に還元できる情報についてのみ、これを保護すべきであると考えている。

ところが、現実に支障になっている問題があるので、ここで意見を述べさせていただきたい。死者の情報の取扱いについて、生存する個人の生命、身体、保護のために本来利用すべき情報が利用されていないという問題がある。

この問題については、こちらの検討会でも、個人情報の取り扱いで具体的に何の被害が生じているのかということについて、随所で疑問が生じているわけであるが、これを私は従来から加害原理と不快原理に分けて考えている。パーソナルデータの取り扱いについては、例えば識別子によって誰かを識別できるか否かという議論は、具体的な被害については不快原理の問題に属するため、被害を実感できない側面がある。もう一方、加害原理については、個人の身体に現実には被害が発生することに伴う問題である。それに該当するものとして1つ事例をお話したい。経済産業省の「安心と信頼のあるライフエンディングステージの創出に向けて、新たな絆と生活に寄り添うライフエンディング産業の構築」という平成23年8月10日に公表された報告書にある記載である。この報告書の25ページに6割を超える遺体が感染症を保持し、15%は危険な感染症を保持しているという調査結果がある。ところが葬祭事業者には、現在、感染防止の観点から、本来は情報提供すべきところが、必要な情報が提供されていないという問題が報告書において指摘されている。

現行の個人情報保護法の解釈では、死者の情報は個人情報に該当しないとして、情報提供が本来では可能であると解釈すべきところである。ところが、亡くなった方の感染症情報については、感染症予防法などで適切に取り扱うとなっているが、遺族の個人情報に当たるとして、その提供が個人データに当たるとの解釈も可能である。

このような解釈をした場合であっても、提供先の個人の生命、身体、保護のために、遺族の同意を得ずに情報提供が可能であると解すべき問題である。しかし、医療従事者には、守秘義務があるため、現状、葬祭事業者、葬祭業の従事者には、そのような情報は提供されていない。

現実には、葬祭業者は、感染症について、必要な情報が得られないために、被害が発生しているという状況がある。

このように、現実には情報の提供に支障が生じている問題については、早急に対応すべき問題であると考えられる。従来から消費者委員会の個人情報保護専門調査会においても、このような議論はなされてきている。今後、例えばアメリカで、今、議論になっているのはMERSという新種のウィルスですが、新しいウィルスを初めとして、パンデミックが発生したような場合に、個人情報保護の名のもとに、必要な情報が提供されないということは、被害を拡大させるおそれもあると考えられる。こういった現実には被害が発生している問題については、やはり早急に対応すべきであろうと考えている。

(鈴木委員)

医療情報に関しては、山本委員等と一緒に1年半か2年ほど前に、厚労省の方で、医療等個人情報保護法案の検討をしたことがあった。

そのときに、医療情報は特別法マターではないかと、当初はそういう余談を持って取り組んだ。医療等とは何かということ議論したときに、今後、超高齢社会になってまいるので、医療と介護が密接不可分につながってくるなど、医療の隣接領域までの情報を一括

して扱うがために、医療等になっている。

その医療等の定義をしようとしたところ、どんどん拡散して、健康・医療等、健康保険、そういったものを取り込んで規律しようとする、かなり一般個人データに近いものになってしまった。

一方、医療従事者、医療機関等、プレーヤーのほうを主体に考えてアプローチしてみると、例えば、ヤフーさんがゲノム検査をやってみたり、セコムさんが医療情報の伝達に入ってみたり、事業者が必ずしも医療機関ではなく、その他の事業者に拡散しているということも見えてきた。何が言いたいかというと、医療特別法の役割は、必ずしも特別法に閉じていなく、今回の個人情報保護法の改正の一般法で医療データをかなり扱わざるを得ない現実が1年半前に見えてまいった。そのときには、この法改正がなかったため、一般法が動かない限り、特別法の必要性を押しつけていかざるを得ないのかと思っていたが、今回は個人情報保護法本体の改正案件であるので、老婆心ながら、医療情報は、全部特別法に委ねればよいという判断ではなく、むしろこの今回の改正で、医療ビッグデータ、医療イノベーションに資する形での何らかの枠組みをつくっていかなければならない。私は、以前、日本版FTC 3条件というものを提案し、その後、いわゆる低減データという検討を経ているわけであるが、事業者の皆さんの意見を聞いたところ、低減データの管理コストがかかるいろいろな義務づけが入ると、必ずしも使い勝手がいいものではなさそうだというものが見えてきた。

したがって、利活用にかかる部分の新たな法的枠組みというものが不足しているのではないかという意見が出てきた。その場合、この医療機関のことを前提にある種モデルを考えていくと、例えば共同利用、現行法にあるが、共同利用を第三者機関の創設を前提として、第三者機関がチェックするという形で共同利用できる、ある種のプレーヤーが固定化されている中では、共同利用を積極的に認めていくことで、利活用促進の法的スキームをつくれるのではないか。

このあたりの具体的な提案なども、例えば医療モデルを前提に、今後、工夫して、医療イノベーションの下支えをする法的基盤整備が可能なのではないかというあたりも、今後、大綱に大枠だけ書いていただき、年内いろいろ法的スキームの工夫などをしていただけると、必ずしも低減データだけにこだわる必要はないのではないかと思った。

(山本委員)

2点ある。この前、資料がどういう位置づけなのかともう一つよくわからなく、問題点を列記したということだと思うが、5ページ「個人特定性低減データの取扱い」がある。これは佐藤委員からお話があったように、これは結構な劇薬で、この劇薬が、多分、一番きくのが本当は医療、健康の分野で、この情報をビッグデータとして活用することによって、いろいろなイノベーションが起これるわけである。医療分野における考え方のところは、匿名化が困難な場合は本人の同意を得なければならない、の一言で終わっているの

で、ここはやはりもちろん慎重にやるべき分野ではあるが、積極的に考える方向でいかないといけないのかなと思っている。

それから、鈴木委員がおっしゃったように、個別法の議論があったが、私、個人的には第2回でもお話ししましたように、10ページの事業者間ルール of 整合性の問題、これが現状の医療、介護連携あるいは地域医療における情報連携で、これはITだけではなくて、紙の情報でも非常に大きなハードルになって、本来、御本人のために共有されてしかるべき情報が共有されない。誰も反対もしていないのに共有されない。制度上の壁があって共有されないということがあって、これはこれから先、超高齢化社会を迎えるに当たって、早急に多分是正しなければいけない問題である。これは非常に方法としては難しいのだろうと思うが、個人情報保護法が来年の通常国会でもし改正されれば、恐らく、各自治体は、主な問題は自治体である。自治体条例で、各自治体は、それぞれの条例を見直す機会になるだろうと思う。

したがって、見直す機会にこういう観点をぜひ入れて、見直してほしいということを我々あるいは担当部署から早く発信をしていかないといけない問題だろうと思う。これを逃すと、多分もう是正する機会は今出ないと思うので、ここはぜひ前に進めたいと考えている。

[資料4について、事務局より説明]

(金丸委員)

この後に、全体を通じてまた意見は言える時間はあるか、それともこの案件でおしまいか。

(宇賀座長)

はい。

(金丸委員)

では何でも申し上げて良いか。

(宇賀座長)

はい。

(金丸委員)

今日の会議の趣旨というのは、4月16日に事務局案が出てきて、それに対して、今日、私も一員で申しわけないが、規制改革会議からもいろいろ意見があり、それから事業者の

人も意見があるということである。

お聞きしたいのは、この後、残された時間の中で、どんな進め方でどんなゴールに行こうとされているのかちょっと見えない。

この間の事務局案を拝見して、インターネットが真ん中であって、行動履歴とかPOSデータだとか、紙の名簿があって、つぶやきの履歴、ウェブのログ、ホームページ情報と。この大容量データを容易に入手した上で、高速、大量にマッチングが可能になる時代が来た、だから、その消費者と事業者ともに安心してパーソナルデータ利活用に特定化を防ぐ制度上の手当が必要と、このロジックこそ私は反対。私は間違っていると思う。なぜかというところ、このつぶやき履歴も、行動履歴はともかく、これはフェイスブックにも書いてあって、フェイスブックは本人が顔写真まで出している人も多くて、それから今日の行動履歴だって、出張している途中の写真とかも、自分で出してる人たちは、どっと増えてきている。

そこで、事業者の人がそういう外部にある情報とも組み合わせをし、その事業者の人、今日出席している人たちも特定しようという気はなく、もしこんなことを高速で大量にマッチングをしようとするればハイテクスター企業みたいなものだから、こういうことが起こってはいけない。そういうことを防ぐための手当をしようという議論だと、全く利活用を促進しようということではないので、世の中にある不安を解消するためにいかにあるべきかということはずっと議論していくことになる。この先の結論は、利活用になるのですかというのが私の問題提起である。最初に申し上げればよかったが、ちょっとほかの会議が忙しくて、この会議に全然出れなくて、2時間半も皆さんが何回も御議論なされたそのプロセスも十分理解できていないが、結論についてはというか、ゴールイメージについては、私はものすごく懸念を持っている。

もともとインターネット上にあるもので、それから自分も何かをしたことで、マッチングされるというところの分母を形成するのも、御本人であるケースも今の時代、すごくある。

事業者と利用者という2種類に大別されなくて、例えば私も個人だと家族を持っていて、私は公人だから、そのプライバシーはほぼないのだと言われて、私の住所など普通に公文書の中から検索すると、私の自宅の住所が出てくる。

記者の人たちは、私に何も断りもなく、この間みたいに夜討ち朝駆けとかに来られてしまう。車のナンバーも同様。技術検討WGに何か解決方法を委ねようというのは初期段階で止めようということになったのではなかったのか。

技術に解を求めたら、絶対正解に行かない。データの定義でも何かしてくださいと言われてたら、絶対技術検討WGは、すごく真面目におやりになると思う。

だから、私はこの間、ペーパーを出させていただいたとおり、行為規制のほうが最も効果的である。特定化する可能性があるのも、特定化ができるようなことを阻止しようと思えば、それはどつぼにはまって、切りがない。特定化をする行為がいけないのであって、



でもその行為をしたかどうかは、先ほど佐藤委員が真面目に答えてわからないと言われてしまうと、特定化をしたのだけれども、その次のステップは不利益を起こしたかとなる。

私は事業者というよりも、個人的に、私のプライバシーはどうなるのだといつも思っているので、だから訴える自由を私はほしいと思っている。

そのため、経済界もちょっといけないと思うが、今回、グレーゾーンを解決してもらって、あることをやれば、全部オールマイティーで、その後、何をやっても自由だというのを求めて、もともとはお願いしたわけではないか。だが、自由を求めてやろうとしたら、そんなことを言われてしまうと、それはこういうことをやれば、必ず第三者に売っても良いとか言えば、プライバシーに対する懸念というのは想像すれば幾らでもある時代のため、技術に解放を求めてしまったがゆえに、我々は、ちょうど困るところに来ているのではないか。私もここから先は座長の御苦勞に配慮させていただくが、おまとめになるときは、ぜひもう一度、本当に不利益を被ったかどうかということも重要ではないかと思っているので、成長戦略につながるような取りまとめをぜひお願いしたいと思う。

(新保委員)

民間団体や民間による個人情報保護の取り組みについて、3点申し上げたい。まず、1点目は、民間団体の機能強化について、現状、39の認定個人情報保護団体があるわけですが、十分に機能していないという問題がある。

それから、これらの団体による苦情相談の件数についても、現状、明らかになっている部分が少ないため、残念ながら、認定個人情報保護団体については、その存在意義が非常に希薄であるという状況である。

今後は、第三者機関を中心に、積極的に取り組みを行うに当たって、第三者機関にやはり苦情が殺到するということが想定されますので、そうしますと、認定個人情報保護団体の位置づけ、機能ということを確認しておくということが今まで以上に重要になってくるだろうと考えている。

したがって、1点目については、認定個人情報保護団体の監督、権限を第三者機関が担うという方向性でよいと思うが、同時に認定個人情報保護団体の現状の苦情処理機能については、十分機能していないので、これを強化して、第三者機関を輔弼するという役割を担うべきだろうと考えている。

2点目は、こちらの資料では特に言及はないが、第三者認証の制度の位置づけについて、今後、検討すべき段階に来ていると考えている。

具体的にはプライバシーマーク制度である。プライバシーマーク制度については、例えば、海外の制度と比較しても、アメリカでは認証ではなく、単なる登録を行う制度として、セーフハーバーという制度がある。セーフハーバー参加企業の数と比較しても、我が国のプライバシーマーク付与認定事業者はその2倍以上に達している。

つまり、2倍ほどの企業が認定を受けているという非常に大規模な第三者認証制度とな

っている。つまり、認証制度として、非常に成功している一方で、その認証制度の位置づけについて、個人情報保護法以前に考えられた制度であるので、保護法制定以降の現状に必ずしもそぐわない部分も出てきているという状況がある。

現状、JIS Q 15001に基づいて認定を行う制度として、プライバシーマーク制度があるので、せつかくこれほど大きな制度として成長したからには、今後、民間における取り組みとして、積極的な取り組みをさらに推進するためには、現状の認証制度について、さらに現状の問題点などもきちんと整理し、解決をした上で、さらに発展させていくことが必要だろうと考えている。

3点目は、海外との関係において、一番最後のページにAPECのCBPRとの関係における問題が出ている。ようやく我が国もAPEC、CBPRに参加をすることができた。したがって、この枠組みを積極的に、今後、活用するためには、アカウントビリティーエージェントをどのようにするのかということが課題として残っている。この点について、今、申し上げた、日本における第三者認証の制度は、非常に大規模な認証制度があるわけで、アカウントビリティーエージェントについては、実績を有する団体に積極的にかかわっていただきたいと考えている。

(堀部特定個人情報保護委員会委員長)

ただいま議論になっていることは、現行の法律とも関係するが、現行の個人情報保護法の立法にかかわったのは、ここでは私だけだと思うので、そのときの議論も含めて若干申し上げます。

今、事務局から説明があった認定個人情報保護団体については、個人情報保護の分野では、民間が自主的に対応することが重要な意味を持つので、個人情報保護法でも、第4章の「個人情報取扱事業者の義務等」の第2節を「民間団体による個人情報の保護の推進」として、民間の役割を重視した。実際に、私も幾つか認定個人情報保護団体の設立について助言したり、また設立・運営にも関わってきたが、主務大臣制の下、主務大臣が認定することとなっており、各主務省庁の対応がまちまちであった点が、今、新保委員が言ったような問題につながっているのではないかと思う。非常に熱心にやっているところもあるし、そうでないところも実際に見ている。

今後、第三者機関ができると、統一していろいろできるので、そういう点では民間による個人情報の保護の推進にもっと力を入れていくことによって、自主的に利活用を図れる体制をとることが可能となり、この方向性で良いかと思う。

もう一つは国際協力の問題。これは、今月の5日、6日と、マケドニアのスコピエで、各データ機関が集まる国際会議があり、出席した。

それぞれの国や国際機関は、いろいろな国でいろいろな問題が起こっているため、国民、市民が自分のプライバシー、個人情報が適切に保護され、一方では、その利活用に対するやり方についても信頼されなければならないということもあるので、保護と利用の balan

スをどうとっていくのかというところがある。

そのための第三者機関の役割は、非常に大きく、いろいろ議論があった。

その中でも、先ほどから出ている APEC の CBPR システムについて、日本が 3 番目として 4 月 28 日に参加が認められたというニュースが直前にあったため、それについて私から紹介した。この CBPR と、BCR というバインディング・コーポレート・ルールズの相互承認をどうするかという議論にもなっている。CBPR については、残念ながら APEC21 エコノミーのうちまだ 3 カ国のアメリカ、メキシコ、日本だけだが、だんだんそれが広がっていくことによって、EU 側とのいろいろな話し合いもできてくるのではないかと思う。そういう点では大変重要な意味を持っている。

また、逆にここにも出ている EU の個人データ保護シールあるいは個人データ保護マークは、むしろ日本発のプライバシーマークを私などがヨーロッパあるいは APEC の会議などでも随分紹介し、それがこういう形で認められてきている。昨年もイギリスのインフォメーション・コミッショナーの側から日本のプライバシーマークについて説明して欲しいということで、ディスカッションもした。今年になってから、具体的に検討していくということもあり、日本の優れたところがそれなりに評価されているところもある。そういうお互いの相互理解を図ることがこの問題を国際的に見ると重要なのではないか。

もう一つだけ、マケドニアは旧東欧だが、今、旧東欧諸国が第三者機関を設けて、非常に活発に議論をしている。マケドニアは人口 200 万ぐらいであるが、データ保護機関は 26 人のスタッフがいるという、これも非常にうらやましく思った次第である。日本で制度見直し方針がでたということも紹介したが、新たな第三者機関の権限はどうかとか、いつからどうなるのかと質問を受け、一通り今の方向性は説明した。ようやく仲間入りができそうかなというようなところもあり、こういう方法で、将来を展望していただくのは、大変いいことだと思う。

[資料 5 について、事務局より説明]

(宇賀座長) それでは、この問題について、御意見、御質問等、なるべく簡潔に発言いただきたい。

(宍戸委員)

今、御説明いただいた紛争解決方法、それから罰則等のあり方は、要するに、個人情報保護法違反があった場合に、第三者機関がどういう形で制裁するかという問題である。この問題は、突き詰めると、先ほどお話があった資料 4 の民間による個人情報保護の取り組みのところで、マルチステークホルダープロセスを使っていくということと非常に密接に関連しているのではないかと思う。

今回のパーソナルデータに関する制度の見直しに私もかわり、全体に事前規制型で行くのか、それとも事後規制のほうに大きく転換していくのか、そのために第三者機関を作るという話になるのかを一参加者として見守り、どちらかの選択肢があるのではないかと、何度か発言してきた。大きな全体の流れとして、現行の個人情報保護法の建て付けを維持し、どちらかというとなら事後規制を強化する、例えば、課徴金を課すということよりも、むしろ事前規制のほうで個人の権利利益が侵害されるおそれをできるだけ排除していくという流れになっているのではないかと思う。

これは、一つの選択ないし、決断の問題だろうと思う。仮にそうだとすると、第三者機関の負担加重によって、その規律の実効性を欠くという点でも、それから、本日事業者の方々が仰った利活用の観点からしても、この法律レベルでの規律は基本的には大枠にとどめて、民間主導で、各事業の業種、業態ごとにマルチステークホルダープロセスを使って、自主規制ルールを形成して、そしてそれに違反した場合には、自主規制団体が第三者機関と共同して制裁を行うという形に、腹を決めて法律を作ってみる。それでうまくいかなかった場合には、新しい第三者機関の方で、事後規制の形の新たな法改正を提案していただくということで進んでいくべきではないかと思う。

関連して、もう1点。資料4の4ページの自主規制ルールの内容等という箇所について、今、申し上げた観点からすると、自主規制ルールで定める事項について、法定義務を遵守するための具体的手続という項目があるが、ここがみそである。

例えば、個人特定性低減データの加工方法等についてもここで定めるとあるが、具体的手続という言い方がやや判然としないところがある。むしろ、個人特定性低減データについて、一定の加工方法をその業種、業態において必要である、ここまでやればよいということを決めれば、法違反がないことにするとか、ここにもう少し民間の事業者の方が自主規制のルールメイキングに参加する。そして、それを遵守するということがインセンティブを与えるような仕組みを作るということ、今後、検討していくことが必要ではないか。あるいは先ほど出てきた苦情処理ないし、紛争解決についても、自主規制団体が自主規制ルールの違反について担っていただくことも少し検討しては良いのではないかと思った。

(長田委員)

個人情報保護の相談が減っているのではないかという点、これは消費者庁の資料とのことであるがちょっといろいろ事情があったと思う。

一つは国民生活センターが直接相談を廃止したことで地方の消費者センターが個々それを受けとめることがどれだけできているか疑問である。国民生活センターの直接相談の廃止というものが非常に大きく影響しているのではないかと考えている。

では、その民間の資料4のところ、民間の団体というか、自主規制の団体がそれを担っていけば、それで苦情相談がうまく行くかということ、相談する側の立場から考えれば、公的な相談の場というものの確保はやはり必要ではないかなと考えている。加えて言えば、

民間の自主規制団体というものが、例えばその景表法の公正競争規約というものを例に挙げられていたが、公正競争規約のところも、非常に苦戦をしている業界がたくさんあると私は認識している。

自主的に頑張っていらっしゃるが、頑張っているところが一生懸命ルールをつくっても、そこに入ってくれない人たちがどんどん増えていて、経済的にもなかなか大変になっている団体もあると思う。それも含めて、パーソナルデータの利活用ということであれば、広く全ての人たちが同じようなルールにのっとなって、活用していくということがやはり必要ではないかと思う。もう少しそのあたりも視野を大きく持って、議論していただきたいなと思っている。

(松岡委員)

民間団体での規制というのが出ているが、パーソナルデータ、ビッグデータの利活用になると、その業種を越えて活用されてくる。要するに、枠が従来型の民間の保護団体では間に合わないのではないかと思う。もっと利活用の範囲が広がっていったときは、どうするのかという、それは第三者機関になるということになるのかもしれないが、そこを念頭に置かないといけないと思う。

(棕田委員)

今日の議論ではないのかもしれないが、民事請求権の創設については、先ほど幾つかの団体から非常に慎重に検討してほしいという話があった。私からも、ぜひお願いしたいと思う。ここで簡単に「紛争が増加する」と書いてあるが、やはり、産業界として、紛争が増加することに非常に懸念をしているということと、そもそも今回の見直しの発端となったパーソナルデータの流通に関係ない多くの企業に影響してくる大きな問題だということ、御理解いただきたい。

それから、立入検査権、これはかなり重い権限であるので、これもやはり慎重に検討すべきということと、どうしてもこの導入が必要だという結論になった場合については、どのような条件でこれが行使されるのかという、行使のための要件については、大綱の中でしっかりと書いていただきたい。

(宇賀座長)

それでは、今日の議論はここまでにしたい。

今日、この事務局で用意した資料についても、いろいろと御意見を伺ったし、またその資料になかった点についても御意見いただいたので、それを踏まえて、また、事務局で詰めていただきたい。

また、今日は参考人の方々、大変御多忙なところおいでいただき、非常に短い時間でお話しいただいて、感謝申し上げます。

(遠藤政府CIO)

本日も遅くまでどうもありがとうございました。

それから、今日は参考人の方、熱心にいろいろ御意見をいただき、感謝申し上げます。

今日、伺っていて、いろいろ意見があり、あちらに行ったり、こちらに行ったりしているように聞こえる部分もあったが、基本は、ビッグデータとしてパーソナルデータをどう利活用するかということと、利活用するために、どうするかという議論がちゃんとされていたと理解をしている。

それで、基本は、前の技術検討WG報告書でも出たが、絶対にその匿名性を維持するようなやり方はないため、結果としてみるとちゃんと使いながら、個人に不利益が出ないようにするには、一体どうしたらいいのかということを手を上手に考えようではないかということであると理解しているし、事務局の方の我々のスタンスも同じ状況である。今日いただいた御意見を整理しながら、またお知恵を拝借するということになるのではないかと。

私、これは全く個人的な意見であるが、やってみてうまく行かなかったら直せと、こういうことしかないのではないかなという気もするので、大切なのは、一回決めたら何年か放っておくということのないようにすることも基本的には新しいことをやろうとしているので、非常に大切なスタンスではないかと思っている。その辺も加味しながら、ちょっとまた事務局と一緒に汗をかきたいと思う。

本日はどうもありがとうございました。

## 6. 閉会

(宇賀座長)

次回の会合につきましては、追って事務局から連絡させて頂く。

以上で、本日の会合を閉会したいと思います。

お忙しい中、どうもありがとうございました。

以上